

## 会 議 録

会 議 名 平成30年度第2回北杜市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会  
開催日時 平成30年8月30日（木） 午後4時～  
開催場所 北杜市役所 西会議室  
出席者 委員14名、事務局5名、計19名  
出席委員 大柴政敏、清水康長、平井久美子、進藤幸夫、伏見武仁、小澤正武、進藤俊幸、堀内敏光、水上英子、赤岡直樹、浅川隆、由井秀樹、山口博、齊藤良幸  
欠席委員 長坂治男、植松延行、三井梓、浅川健一、中嶋克仁、大久保尚法、中田満、上原美奈子、植松本、谷戸嘉一、小川昭二、奈良田伸司  
事務局 篠原市民部長、平島市民課長  
市民課国保年金担当 萩原、原、柴井

### 議 題

- (1) 保険税の算定方式について
- (2) 保険税の賦課割合について
- (3) その他

公開・非公開の別 公開  
傍聴人の数 0名

### 審議内容

#### 1. 開会のことば

(事務局)

それでは定刻となりました。本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。早速、国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催したいと思います。司会を務めます市民課の平島長生です。よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は14名であります。協議会規則第5条に定められた委員の2分の1以上の出席を得ているため、本会議が成立することを御報告申し上げます。

また、本会議につきましては公開とさせていただいておりましたが、傍聴を希望する方が現在のところありませんので報告いたします。

それでは、最初に浅川会長様より御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### 2. 会長あいさつ

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、渡辺市長より御挨拶をいたします。

#### 3. 市長あいさつ

(事務局)

ありがとうございました。本日は、皆様に北杜市国民健康保険事業について諮問をさせていただき、御協議をお願いする次第でございます。市長から諮問書をお読みいただきま

して、浅川会長に手渡していただけますようお願いいたします。

《諮問》

(事務局)

ありがとうございました。どうぞよろしくをお願いいたします。

市長におかれましては、この後公務を控えておりますので、退席させていただきたいと思っております。委員の皆様におかれましては御了解いただけるようお願いいたします。

《市長退席》

(事務局)

ただ今の諮問に関わる書面の写しにつきましては、各委員様のお手元にお配りをしておりますので御覧いただきたいと思っております。

それでは、浅川会長に議長となつていただきまして、議事の進行をお願いいたします。

本日の内容につきましては、諮問に基づく内容となっております。よろしくをお願いいたします。

#### 4. 議事

(議長)

それでは議長を務めさせていただきます。私、浅川と申しますがよろしくをお願いいたします。

先ほど、市長より諮問をいただきました。これにつきましては、是非委員の皆様には様々な意見をいただき、納得のいく答申をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。着座にて議事の進行をさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、次第により議事を進めて参ります。

はじめに議事録署名委員の指名をさせていただきます。17番「水上英子」委員、22番「由井秀樹」委員、23番「山口博」委員、以上3名を議事録署名委員として指名いたします。よろしく申し上げます。

それでは議事に入ります。

##### (1) 保険料の算定方式について

(議長)

(1) 保険料の算定方式について議題とします。事務局より説明を求めます。

(事務局)

保険料の算定方式について説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

最初に経緯について触れさせていただきます。資料の1ページ中段を御覧ください。

国保税につきましては、平成18年度に合併後不均一な税率を統一し、さらに平成23年度には、厳しい財政状況を補うため保険税率の改正を行いました。その後、安定した財政運営が行われ、平成29年度決算においては、繰越金が683,685千円、財政調整基金が512,908千円となりました。それら保有額の状況を踏まえ、短期・中期の状況を見通す必要があると考えております。つきましては、皆様に諮問させていただき、答申をお願い申し上げる次第でございます。

続きまして、1ページの下の表を御覧いただきたいと思います。

平成25年度からの歳入合計、歳出合計等を挙げております。平成27年度は、C型肝炎の新薬が開発されたことに伴い保険給付費の上昇がありましたが、平成29年度には落ち着きを取り戻しております。また、繰越金、財政調整基金は御覧のとおり年々伸びている状況で、現在のところ併せて1,190,000千円余りの保有額がございます。

さらにその下の表でございますが、国保世帯・被保険者数につきましては、年々減少傾向にあります。一方、一人当たりの医療費につきましては、年々上昇している状況でございます。また、一人当たりの保険税につきましては、平成29年度には平均で88,316円でありました。平成30年度の現在のところは、87,452円となっております。2ページをお願いいたします。

諮問内容に移りますが、保険税の算定方式についてでございます。

北杜市は、4方式『所得割・資産割・均等割・平等割』を採用しております。4方式は町村型に分類され、3方式『所得割・均等割・平等割』は中小都市型とされております。

資産割の特性ですが、①所得の変動に左右されない安定的な財源であります。②不作の影響を受けやすい農村においては所得割の減少を補完するものとなります。③市外に所有する資産へは賦課しておりません。④居住地による資産評価額の差が保険料の差に影響を与えております。

また、資産割の問題点ですが、①固定資産税が算定基礎となることへの二重負担感があります。②社会保険や後期高齢者医療保険にはない国民健康保険の固有な賦課方式であります。③居住用資産に課税されるため、年金生活者、低所得者には負担が過重になる傾向にあります。④市外に所有する固定資産には、課税されないため不公平感があります。

次に、4方式から3方式に算定方式の変更の検討をお願いする理由でございます。

北杜市の国民健康保険の加入割合は、平成29年度においては、60歳から64歳までが11.86%、65歳から69歳までが24.10%、70歳から75歳までが21.32%で、定年後の収入が減少する世帯、年金生活の世帯が6割を占めております。

固定資産の主なものは、居住資産でありまして事業収益を生まないため、年金生活の方、また、低所得の方については、資産割を課すことによって負担が過重な状況となっております。

次に、平成30年度から都道府県の国保の統一化のため、国民健康保険運営方針が山梨県で定められ、この中で、保険税率の一本化については、県内の市町村の医療費水準に差があることや、保険税の算定方式が異なることから、当面保険税を一本化しないこととされております。また、保険税率の見える化を図るため、各市町村が参考にすべき標準保険税率が県より示されておりますが、この標準保険税率の算定方式においても3方式が採用されているところであります。

なお、県内の市では、4方式から3方式への見直しが進められております。平成30年度の山梨県の状況でございますが、3方式を採用する市が9市、4方式が4市であります。

以上、保険税の算定方式について説明をさせていただきました。御協議をよろしく願います。

(議長)

ただ今、事務局からの説明がありました。委員の皆様の中で、この件について御意見等

ありましたらよろしく申し上げます。

なお、前回の協議会において出された意見であります、各市が3方式を採用していることから北杜市もそれに準じて採用するという事では、被保険者に対して説明が不十分であり、協議会の委員である私たちが納得した中で、4方式を3方式に変更する必要性について、本日のこの会議で説明をさせていただいております。特に1・2ページにおいて、その理由等が掲げられております。皆様の御意見をよろしく申し上げます。

(委員)

4方式から3方式の議論の前に、この資産割の問題点の意味は分かりますが、例えば①の「負担感がある」というのは、「思い」があるのか「意中だったのか」といったところで、この表現の言い回しをはっきりしないと、二重に取っているかのような印象を与えてしまいます。過去のもの返還などといった話をされると面倒ですから、表現を変えた方がよいのではないかと思います。

(議長)

「表現力を変えたらどうか」という意見ですがいかがでしょうか。

(事務局)

固定資産税は固定資産税としての目的税でございます。また、国保は国保としての目的税のため資産割を課しているということで、それぞれの目的がありますので、決して重複して税を掛けている訳ではございませんので御理解をいただきたいと思っております。

しかしながら、「二重負担感が強い」というこの表現については、書き方の問題で二重に取っているかのように捉えられてしまいますので、言い回しについて検討をさせていただきます。

(委員)

理屈を改めて言わなくて済むように、「資産割は固定資産税を算定基礎として賦課しています」くらいのところで留めておけば良いと思っております。もう少し表現を変えてあげれば「なるほどな」で終わってしまうと思っておりますので、語尾の「過重である」とか「不公平感がある」などといった誤解を招くような表現を改めた方が良いと思っております。

(事務局)

語尾について誤解を招かないように考えさせていただきます。

(委員)

4方式は町村型、3方式は中小都市型とありますが、これはどうしてそうなったのでしょうか。中小都市は3方式で、町村は4方式とした理由が何かあるのですか。

(事務局)

国民健康保険の出だしが、やはり農村漁村というようなところで、地方で受け入れられてきたところがあります。当初、農業者や自営業者の方々が加入されている割合が高かったということもありまして、それらの方々の所得に左右されるばかりではなく、固定資産にも課税をすることによって、安定的に税収を上げ、国民健康保険を運営していく必要があったということがあります。また、都市部となるほど徐々に固定資産税の額が上がっていくところがありまして、そうしたところについては、国民健康保険に加入される方の税率が非常に上がってしまうということがありますので、都市部になるにつれ資産割の採用をなくしていくようなかたちになっております。

(委員)

この資産割の資産というのは、居住用と書かれていますが、いわゆる「居住用の資産」だけに課税されるものですか。田畑や山林などは課税されないのですか。

(事務局)

土地や建物、田畑や山林など、居住用建物はもちろん住んでいる土地にも課税されます。

(委員)

いわゆる居住用とは関係なく、全ての固定資産に課税されているということですね。

(事務局)

そのとおりです。

(事務局)

この辺りですと、農地や山林は宅地の課税に比べて圧倒的に課税標準額が低いですから、それほど大きな税負担にはなっていないということがあります。

もう一つ補足しますと、都市部になるほど持家率が低くなってきますので、いわゆる賃貸アパートなどへの居住者が多いということがあります。圧倒的に持家率が高い町村については、固定資産税に対して課税することもある程度平等性が保てますが、都市部となりますと持家率が低くなってきますので、やはりアンバランスが生じてくるので、4方式というのは都市部には馴染まない税率ということから、国の一般的な基準として3方式との区分けがされているところです。

また、大型都市になりますと2方式というような方法をとっている自治体もありまして、これは対象の世帯が圧倒的に増えてきますし、その多くが一人世帯というようなところもありますので、均等割・平等割といった考え方がなくなってきます。本市とは直接関係ありませんが、2方式というような方式も大都市にはあるということで、御理解をいただきたいと思います。

(委員)

平成30年度から都道府県での統一化があるということですが、当面の間は税率の一本化はしないとありますが、「当面の間」とはどれくらいの期間を指していますか。

(事務局)

「当面の間」については今のところ未定ではありますが、山梨県で策定されています国民健康保険運営方針が3年ごとの見直しということになります。現在、平成30年度から32年度のもの、次は平成33年度から35年度のものということになりますので、6年とか更にはその9年先の見直しの中で、「統一化」という言葉が出てくるのではないかと考えております。

(委員)

一本化できない一つの理由に、いわゆる3方式・4方式など保険税の算定方式が異なるため、今のところ是一本化できないということが書かれています。将来的にこれを一歩化するということになれば、当然どちらかに統一するという話になります。平成30年度の県内の状況を見ますと、ほとんどが3方式を採用している訳ですから、いずれは3方式になっていくということになるとは思いますが、県から「なるべく3方式にしてください」というような指導がありますか。

(事務局)

県も統一化を進めたい中で、4方式から3方式への移行について指導を受けております。

(委員)

保険税の賦課割合というところで、当然その資産割を減らせば保険税が減収となる訳ですから、それをどこかで補うということになります。ここでは、基金で補うと書いてありますが、基金で補うのは一時的なものではないでしょうか。ですから、3方式にするのであれば他の部分の税率が上がってくるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

算定方式を変えますと必ず賦課割合も変わってきますので、この後、保険税の賦課割合についても御説明させていただき、御協議をいただければと思っております。

また、北杜市では現在、基金等決算で残額等が1,190,000千円ほどありまして、他の市町村より大分その割合が高くなっております。これも適切に対応して使っていかなければならない部分でもありますので、委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。

(委員)

現在、北杜市は4方式ということですが、この4方式の総額に対する割合が分かれば教えていただきたいと思っております。また、4方式として現在4市が残っているようですが、残りの3市の見直しの状況などが分かりましたら教えてください。

(事務局)

全体の税収に占める資産割の割合につきましては、大体11.1%くらいになります。

また、4方式を採用する他の3市の見直しの状況ですが、甲州市、笛吹市、上野原市のいずれも現在検討中ということでありまして。こちらの各市につきましては、国民健康保険の財政状況がタイトな状況にありまして、なかなか見直しをするのが難しいということも伺っております。

(議長)

委員さんの方から「保険税の賦課割合」というようなことも出ましたので、(2)の保険税の賦課割合の説明を聞いた中で、総合的に皆様の御意見・御質問を受けさせていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

## (2) 保険税の賦課割合について

(議長)

それでは、事務局より(2)保険税の賦課割合につきまして説明をお願いします。

(事務局)

資料の3ページからとなります。諮問の(2)保険税の賦課割合についてでございます。

算定方式を4方式から3方式に変更した場合、賦課割合の変更を検討する必要が生じます。また、資産割につきましては、平成30年度の調定額で見ますと149,269千円というようなことで、本年度の調定の中で大体11.1%くらいの割合となっております。これが減少いたしますので、この部分を補うように検討をさせていただきたいと思っております。

賦課割合を見直す際の基本的な考え方ですが、これは事務局としての考え方でありまして。

①資産割を廃止し、所得割・均等割・平等割の税率を、平成30年度の税率と同率で3方式に移行した場合を想定しますと、資産を持つ年金生活者や低所得者世帯は保険税が下が

ります。一方、資産を持たない世帯の保険税は変わらないため影響が生じないと推定しております。また、②変更した賦課割合により算定した保険税が、市が必要とする保険税総額を下回るため、現在保有しています財政調整基金等を充てて補うという方法を考えております。

次のページからの資料につきましては、萩原リーダーより御説明いたします。

(事務局)

4 ページ以降を説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

それでは、4 ページを御覧ください。平成30年度当初予算ベース、国民健康保険事業費納付金算定結果の表となります。

一番左のマイナス部分の項目が納付金に充てられる収入、市町村に対する国・県からの交付金等になります。その下のプラス部分が巡回健診や人間ドックなど市が独自に支出する事業になります。

また、一番上の太枠部分の「北杜市納付金」は、医療分、支援金分、介護分を合計して16億1,486万287円になります。この納付金からマイナス部分の収入分を差引き、プラス部分の支出分を足しますと、下から2行目の太枠部分「必要な保険税総額」は11億5,565万2,289円となります。これが県が納付金算定で算出した北杜市が納付金を納めるのに必要な国保税総額になります。

次に、その下の国民健康保険税率比較表ですが、①の「平成30年度見込」は、現行の4方式の税率によるもので、調定額合計は一番右端にあります13億939万3,700円になります。②の「山梨県試算」は、県が示した標準保険税率によるもので、調定額合計は12億3,687万8,000円となります。③の「検討案1」は、資産割を廃止して、所得割・均等割・平等割の税率を据え置いた場合で、調定額合計は11億6,336万3,000円になります。④の「検討案2」は、資産割を廃止して、資産割相当分を所得割に上乘せした場合で、調定額合計は13億1,175万6,800円になります。

次に5 ページを御覧ください。国保税調定額比較表になります。①の「平成30年度見込」列の下から8行目に「調定額合計」とありますが、この金額に収納率96%を乗じた金額、収納見込額(a)が、12億5,701万7,952円になります。この金額から保険税必要額(b)を差引くと1億136万5,663円多いこととなります。一人当たりの調定額は8万7,398円で応能・応益割合が50対50になります。②の「山梨県試算」では、収納見込額(a)が11億8,740万2,880円で、保険税必要額(b)を差引くと3,175万591円多いこととなります。一人当たりの調定額は8万2,558円で、現行の調定額よりも4,840円低く、応能・応益割合が47対53になります。③の「検討案1」では、収納見込額(a)が11億1,682万8,480円で、保険税必要額(b)を差引くと3,882万3,809円少ないこととなります。一人当たりの調定額は7万7,651円で、現行の調定額よりも9,747円低く、応能・応益割合が45対55になります。④の「検討案2」では、収納見込額(a)が12億5,928万6,528円で、保険税必要額(b)を差引くと1億363万4,239円多いこととなります。一人当たりの調定額は8万7,556円で、現行の調定額よりも158円高く、応能・応益割合が50対50になります。

次に6 ページを御覧ください。先ほど説明しました資産割を廃止してそれぞれの税率を

据え置いた場合の「検討案1」を採用したときの財政収支の推計になります。

第1期山梨県国民健康保険運営方針が、平成30年度から32年度、第2期が平成33年度から35年度で3年ごとになっております。「国保事業納付金」につきましては、医療費が突出して高かった平成27、28年度を除き、過去3年分の医療費の伸び率1%を見込んで算出しています。「調定額」は過去3年分の国保被保険者数の減少率2%を見込んで算出しています。「収納見込額」は過去3年分の収納率の平均値を見込んで算出しています。表の下に「年度末基金残高見込」がありますが、平成30年度末で財政調整基金と決算余剰金を併せて12億2,000万円を見込んでおります。平成31年度で収納見込額10億9,449万1,910円から必要な保険税額11億7,180万891円を差引くと「不足額欄」にありますように7,730万8,981円の不足になります。この不足分に財政調整基金と決算余剰金を充てていくと、平成31年度末の基金残高は11億4,269万1,019円を見込んでおります。平成32年度は不足額1億1,550万8,907円で、年度末の基金残高は10億2,718万2,112円を見込んでおります。平成33、34年度は表のとおりです。そして、第2期山梨県国民健康保険運営方針の最終年になる平成35年度は収納見込額10億952万4,488円から必要な保険税額12億3,802万6,389円を差引くと2億2,850万1,901円の不足で、年度末基金残高は4億5,415万1,013円を見込んでおります。

続きまして7ページになりますが、7ページは資産割を廃止した場合の影響試算になります。Aのケースは固定資産税額が20万円納付で40歳代夫婦世帯の場合、医療分、支援分、介護分に掛かる資産割相当分の8万5,800円が減額になります。Bのケースは固定資産税額が20万円納付で68歳夫婦世帯の場合、介護分の税率がありませんので、医療分、支援分に掛かる資産割相当分の7万2,000円が減額になります。C以降、固定資産税納付額を変えて、資産割相当分の減額分を示させていただいております。

表の説明は以上となります。よろしくお願いたします。

(議長)

ただ今、事務局の説明が終わりました。皆様からこの件につきまして御意見等がありましたらお願いします。

(委員)

所得割・均等割・平等割を据え置くということで計算してあることにはなりますが、平成35年度末での基金残高見込額が4億5千万円ということで、大変心許ない感じもしています。これは、徴収見込率の96%を当分の間、維持できるということで考えているものなのか、また、税率改正などは全く考えていないのかということをお聞きかせください。

(事務局)

保険税の徴収率については、現在のところ96%で推移しておりまして、今後も96%程度で推移していくということで、こちらにつきましては収納課と協力する中でこの率を保っていきたいと考えております。

税率の見直しについてですが、今回こういったかたちで、協議をさせていただいておりますが、今後の状況ということもしっかり捉え直して、実数に置換える中で検討していかなければならない時期がくるものと考えております。特に県の国民健康保険運営方針が、平成32年度で第1期目を終えること、また、第2期の計画が平成32年度中に策定され



るということでもありますので、推移を見守りつつ、その時点で捉え直すということが必要になってくるのではないかと考えております。

(議長)

平成35年度末には、基金残高見込額が4億5千万円しか残らないような状況の中で、例えば残高が底を突いてきたから、いきなり税率を上げるのではなく、スライド的に上げていった方が良いのではないかとと思いますがいかがでしょうか。急に賦課するというだけでなく、例え1%でも2%でも税率を前もって徐々に上げて、最終的にはプラスマイナスゼロになるような状況にしなければならないと思います。また、実質的にどれくらいの基金があれば安心できるのか、何かあっても財政的に保つことができるかお聞かせください。

(事務局)

これまでの体制下では、平成30年度の新しい国民健康保険の体制に替わる以前は、各市町村が財政の運営責任を担っておりましたが、平成30年度からの新しい国保につきましては、山梨県下全体で財政運営をしていくという部分があります。市町村財政調整基金は、財源不足となったり通常の歳入では対応できない不測の場合などに活用されてきましたが、山梨県の財政安定化基金が設置されてきましたので、平成30年度以降、市町村がそのリスクを負うことが少なくなって参りました。ただ、やはり山梨県下でも、例えば保険税の統一などの局面に直面することもございますので、基金の保有をある程度しておいた方が良くと考えておりますが、事務局でもそこは悩みどころでもあります、しっかりとした財政運営をしながら基金を残していきたいと考えています。

また、基金の保有額については、以前は保険給付費の100分の5くらいということで、それを現在に置換えますと、大体1億5千万から2億円になります。保有高についての審議は改めて事務局にて検討させていただきたいと思いますが、基金の保有については1億5千万円から2億円くらいあれば良いのではないかと考えております。

(委員)

この数字であれば、今のところは心配はいらないということですね。

(事務局)

以前のように、心配して基金を残しておくことはなくなってきております。

(事務局)

一点よろしいでしょうか。先ほど質問がありましたが、税率を見直さず基金を財源として税を下げるということは、基金が底を突いたときには税率が上がる、これは基本的にはそういうことになります。しかしながら、現時点で基金と余剰金が余りに多いということと、制度が変わったことにより基金に依存する心配がなくなったということで、この際でありますので、基金を少し整理したいというところが一つの目的でもあります。

ただし、平成35年度までこの数字で進んだ場合、本来取るべき金額から2億2千万円ほど抑えていますので、平成36年度には、全額正式に取るということになると、全体として2億2千万ほどの増税になります。これにつきましては、いきなりこういった戻し方はいかがなものかということは市も考えておまして、先ほど課長が申し上げたとおり、1億5千万円から2億円程度が適正規模であると今の時点では考えていますので、この余剰資金を使って税を戻す場合には、段階的に戻していきたいと考えておりますし、この基金を使って、急な税負担にならないようにとの市長の考え方もございます。

それらを考慮した中で、早く県が統一するというのであれば良いですが、今の状況では、平成33年の一本化は厳しいのではないかとというのが県の考えのようでございます。ただし、県としましては、他県の動向を見ながらなるべく早く統一したいというのが県としての考え方ということでございますので、早ければ平成36年には税率が統一されるということになるかと思っております。その場合は、誠に申し訳ないのですが、山梨県で一番低い税負担でございますので、統一された場合には、中程度のレベルになったとしても本市の場合は黙っていても上がるという状況も考えられます。一方で、税負担が低い町村は税負担が高くなるということで、全国的には既に4県が、将来的にも統一しないというようなことを打ち出している県もあるように聞いております。ただし、関東周辺は動きが鈍く、具体的に何年後に統一するなどといったことが、まだ都県レベルで手探り状態ということでございます。

そういったことに少し備えていかなければならないということでございますので、ある程度の金額まで基金が減った段階で、今度は戻すための財源として基金を活用して段階的に適正な税収を得られるように戻していきたいということでございます。市長との打合せの中でも強く言われましたが、一時的に税負担を下げても良いけれども、下げれば必ず戻すときがくるので、その際、急激な税負担とならないように、戻すときは段階的に戻していくということで、今のところは考えているということで御理解をいただきたいと思っております。

(委員)

今の説明を聞いていると、若干矛盾を感じます。県で統一するということは何かしらのメリットがあるということです。そのメリットがどこかへ行ってしまっている。今まで各市町村に任せていた運営のやり方、それに逆行するような話になるのではないですか。今の説明だと私はそう感じてしまいますが、そういった状況が起こるということですか。それなら何のために統一するのですか。

(事務局)

そういう前提のもと平成30年度から新国保が始まったということで、国でも去年今年と3,400億円ほどの財源を積み込んで急激な保険税の上昇がないよう努めてきたところでございます。国全体では、国保を運営している非常に小さな団体もありますし、大きな都市部もあります。そういったところを県ごとに再編し直して、今後恒久的に国保全体が運営できるように見直しがされてきたところであります。

(委員)

国・県である程度統一することによって、そこには微かな希望が出てきて、いわゆる国民全体が潤う、あるいは、得をするような制度になっていくものと聞いていたのですが、何だか不安になってきます。国がそんな制度になるなら何故こういったことを提案したのか逆に不安になってきますが、そういう意味があるのと違いますか。

(事務局)

国民健康保険につきましては、公費負担が約半分ございまして、その半分以上を保険税で補うような制度になっています。こういったことを相互に維持しながら、国民健康保険を今後も長く維持していくために制度改正や見直しを行ってきたところです。北杜市の場合もこの制度に関わってきておりますけれども、それでもなお県全体のこと、また、国のことも

考えながら北杜市民が国民健康保険制度を理解していただきまして、保険税を今後も納めていただきながら、北杜市の国保自体が成り立つかたちを考えさせていただきまして、この方法を御提案させていただいているところでございます。

(委員)

一応理解はしていますが、私が今申し上げたような懸念は皆さん持たないのか、懸念するのではないですかという話をさせていただきました。

(事務局)

以前、納付金の部分で説明させていただきましたが、現状、市町村のいわゆる医療費レベルを考慮した中で、負担すべき納付金を市町村ごとに計算する制度となっておりますので、比較的医療が掛かっていない市町村については、実際的人数割で割り返すよりは、低い負担率になっている状況があります。逆に、医療費が掛かっている市町村については、今度は合併したこと、あるいは、統合したことによって高い納付金を支払わなければならないことになりまして、統合したメリットが感じられないということで、国ではその市町村ごとに、今までより金額が上がるような状況については、それを抑えるために特別な公費を入れて調整をしております。ですから、計算上金額が上がる市町村については、税負担が増えないよう公費を入れているという状況にあります。

先ほどの話の中で、将来的に完全に税率を統一した場合には、税率が上がる可能性もやはりあるということの中で、医療費が低い市町村については、そういった統一の仕方はやはり受け入れられないのではないかとということで、一本化しないことを決めた都道府県もあると聞いております。ただし、山梨県の場合、基本的にまだ決定しておりませんので、もし決定して一本化をするということであれば、いわゆる医療費レベルが低く、今現在税収が低い市町村の増収分をどのように面倒を見てくれるのか、税負担が上がらないように低い市町村に配慮していただけるのかということはこのからの課題であります。

中間レベルへの統一の可能性としては、そういう可能性もあるということの中で、先ほど委員さんが仰ったとおり、市民にとって統合そのものは何のメリットもなく、ただ税金が上がっただけなどという話にもなってしまいますので、市としましても、医療費が低いなど今まで努力してきた部分については、それらが反映されるような制度改正を行っていただけるよう県への要望や働き掛けを続けていかなければならないものと考えております。

現段階では、そこまでの話ではなく、今までの余剰を使って税率をある程度の期間抑えて、戻すときは段階的に戻していくというのが基本のお話でございますので、御理解をいただきたいということで今日はお願いしたいと思います。

(議長)

統一化の内容については、またその時点での協議ということになるかと思います。他に御意見等がありますでしょうか。

意見等ないようですので、(1) 保険税の算定方式について、(2) 保険税の賦課割合について、皆様の御承認をいただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(議長)

ただ今、御承認をいただきましたので、引き続きまして、その他のところでございます

が、事務局から何かありますでしょうか。

(3) その他

(事務局)

委員の任期につきましお願いいたします。

皆様にお受けいただいております本協議会の任期につきましては、本年11月末でございます。前回の会議においても、委員のできる限りの留任をお願いしたところでございますが、各地区からの委員、被保険者を代表する委員、公益を代表する委員におかれましては、今後、総合支所の支所長又は事務局において御意志を確認させていただきたいと思っています。また、後任に引き継ぐ御希望の委員様におかれましては、その旨をお伝え願えたいと思っています。

なお、保険医、保険薬剤師を代表する委員の皆様については、会の代表の方に選任を依頼いたしますので御承知置きますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(議長)

委員の関係につきましては、先般6月の協議会の際、できるだけ留任していただきたいというようなことございました。総合支所長あるいは事務局からお話があると思いますが、任期は任期で一旦切った中で、新たに再任ということで御理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

他に委員さんの方から質問等ございましたらお願いいたします。

それではないようですので、これで議事を閉じさせていただきたいと思います。御協力ありがとうございました。

5. 閉会のことば

(事務局)

ありがとうございました。協議会からの答申につきましては、本日御協議いただいた内容を答申案として事務局で取りまとめをさせていただきたいと思います。次回の協議会において、その答申案についてお諮りする中で、案を取りまとめの上決定させていただければと思っております。次回10月を目途にもう一度協議会の開催をお願いをしたいと思っております。

それでは、本日は大変お忙しいところお集まりいただき、御協議をいただきましてありがとうございました。今後も適正な国民健康保険の運営に市も努めて参りますので、委員の皆様も御協力をお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。気を付けてお帰りください。お疲れ様でした。

時刻 午後5時15分